熊谷市コミュニティポイント「クマポ」を活用した情報配信要領

（趣旨）

第１条　この要領は、熊谷市都市ポータルサイト「クマぶら」（以下「クマぶら」という。）に、熊谷市コミュニティポイント「クマポ」（以下「クマポ」）を活用し情報配信をする際の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報の基準）

第２条　次の各号のいずれかに該当する情報は配信をしない。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

（３）　政治性のあるもの

（４）　宗教性のあるもの

（５）　社会問題についての主義主張

（６）　個人の名刺広告

（７）　公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの

（８）　その他クマぶらに掲載する情報として不適当であると市長が認めるもの

２　前項に定めるもののほか、配信することができる情報に関する基準は、別に定める。

（情報配信の方法）

第３条　情報配信の方法は、クマぶら上のプッシュ通知とし、情報発信者の指定するホームページ等にリンクするものとする。

（情報の規格等）

第４条　情報は１回あたり、文字（１５０文字まで）と画像（推奨サイズ：縦 1040 ピクセル×横 1040 ピクセル）とする。

２　情報のデザイン及び色彩等は、アクセシビリティ等を配慮したものでなければならない。

（情報配信の件数）

第５条　募集する情報の件数は、原則として月１件とする。

（情報の配信回数）

第６条　情報の配信回数は、1 回とする。

（情報発信希望者の募集）

第７条　情報発信の希望者の募集は、市ホームページ等に掲載して公募するものとする。

（情報配信の申込み）

第８条　情報発信の希望者は、本要領及び熊谷市コミュニティポイント「クマポ」を活用した情報配信基準を理解した上、クマぶらプッシュ通知配信申込書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（情報配信の決定）

第９条　市長は、前条の申請を受けたときは、その配信の可否を決定し、クマぶら

プッシュ通知配信・不配信決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（原稿の作成及び提出）

第１０条　配信する情報の原稿は、情報を配信することの決定を受けた者（以下「情報発信者」という。）が作成するものとする。

２　情報発信者は、原稿を市長が指定する期日までに、指定の方法で提出するものとする。

（情報配信に必要となるクマポ数）

第１１条　１件につき 10,000 クマポとする。

（情報配信の取消し）

第１２条　市長は、情報発信者又は情報の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、情報の配信を行わないものとする。

（１）　情報発信者が、指定する期日までに原稿を提出しないとき。

（２）　情報の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令又はこの要領に違反したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が情報の配信が適切でないと判断したとき。

（情報配信の取り下げ）

第１３条　情報発信者は、自己の都合により、書面を添えて情報配信の取り下げを市長に申し出ることができる。

（情報発信者の責務）

第１４条　情報の内容等に関する責任は、情報発信者が負うものとする。

（その他の事項）

第１５条　この要領に定めるもののほか、情報配信に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和７年１２月２日から施行する。